

高齢受給者証について

◆4月2日以降に70歳になるかた

(昭和19年4月2日以降生)

70歳の誕生日の翌月から医療費の窓口負担が2割になります。ただし、1日生まれのかたは誕生日から2割になります。

※70歳から74歳のかたの窓口負担は特例措置で1割負担とされています。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

◆4月1日までに70歳になったかた

(昭和19年4月1日以前生)

4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。※平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

◆一定の所得があるかたは、これまでどおり3割負担です。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1732

後期高齢者

医療保険料率が

決まりました

後期高齢者医療保険料は制度を運営している茨城県後期高齢者医療広域連合により、2年ごとに見直しが行われます。

被保険者間の保険料負担の公平の確保及び中低所得者の負担軽減を図るため、平成26・27年度の保険料は次のとおり改正されました。

改正の内容

◆賦課限度額の引上げ

・賦課限度額を55万円から57万円に改定します。

◆均等割額軽減対象の拡大

・5割軽減する基準については世帯の被保険者数に世帯主を含めます。

・2割軽減する基準については被保険者数に乗ずる金額を35万円から45万円に改定します。

後期高齢者医療保険料率

	平成26・27年度	平成24・25年度(参考)
均等割額	39,500円	39,500円
所得割額	8.00%	8.00%
賦課限度(上限)額	57万円	55万円

所得に応じた均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 (※その他各種所得がない場合)	9割	3,950円
33万円以下の世帯	8.5割	5,925円
33万円+「24.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,750円
33万円+「45万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

※収入が公的年金のみのかたは、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上のかたは、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

■お問合せ

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029(309)1213

○保険料の納付について 保険年金課 岩井仮設庁舎 内線1733

女性活躍中！緑の職場で働きませんか

- 資格 未経験者歓迎
- 給与 日給10,000円(特定日加算給有) <月収例>160,000円(月間16日出勤)
- 時間 9:00~16:00(相談可) ★週4日(土日中心)の勤務です。
- 待遇 各種保険完備、厚生年金、報奨制度有
交通費規定内支給、契約保育所有(土日祝)
制服貸与、従業員食堂有、駐車場完備
★ゴルフ実習可★
- 応募 電話連絡の上、履歴書(写真貼付)を持参下さい。

契約キャディ募集！

アットホームな雰囲気
働きやすい環境です。

未経験者歓迎！

親切・丁寧にしつかりと研修を行いますので
安心してご応募ください！

大和根カントリークラブ

株式会社大和根カントリー倶楽部
茨城県坂東市下出島10

0297-35-1344(担当/総務グループ)